

愛媛県防衛議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県防衛議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、愛媛県議会議員と県内市町議会議員が連携を図りながら、国防意識の普及・啓蒙を図り、県民と自衛隊の相互理解を深めることにより、自衛隊の健全な発展に寄与し、もって日本と世界の平和と繁栄に貢献するとともに、災害等における県民の安心・安全を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員及び県内市町議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理事	若干名
顧問	若干名
監事	2名

- 2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。
- 4 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。

4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。

5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(機関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

(1) 総会及び臨時総会

(2) 役員会

(3) 監事会

(総会等)

第8条 総会は、毎年1回開く。

2 臨時総会は、役員会の決定によって会長が開く。会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めるときに開く。役員3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

4 監事会は、監事の要求によって開く。

(経費)

第9条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 12 条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(その他)

第 13 条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和 5 年 1 2 月 1 4 日から施行する。